

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表
 (下線部は改正部分)

改正後	現 行																																																						
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)																																																						
第1・第2 [略]	第1・第2 [略]																																																						
第3 施設機械設備工事	第3 施設機械設備工事																																																						
1・2 [略]	1・2 [略]																																																						
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算																																																						
3-1~3-10 [略]	3-1~3-10 [略]																																																						
3-11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表 [略]	3-11 設計技術費、一般管理費等の費目別対象表 [略]																																																						
表-3・1 ~ 表-3・5 [略]	表-3・1 ~ 表-3・5 [略]																																																						
表-3・6 現場管理費率	表-3・6 現場管理費率																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">300万円以下</th> <th>300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする。(%)</th> <th rowspan="2">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>21.89</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>44.73</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>-0.0479</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>17.14</u></td> <td rowspan="4">鋼製付属設備は単独工事に適用</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> </tr> <tr> <td>水管橋</td> </tr> <tr> <td>用排水ポンプ設備、除塵設備</td> <td style="text-align: center;"><u>24.72</u></td> <td style="text-align: center;"><u>98.08</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.0924</u></td> <td style="text-align: center;"><u>15.41</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	300万円以下		300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの	備考	下記の率とする。(%)		(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)	A	b	水門設備	<u>21.89</u>	<u>44.73</u>	<u>-0.0479</u>	<u>17.14</u>	鋼製付属設備は単独工事に適用	鋼製付属設備	ダム管理設備	水管橋	用排水ポンプ設備、除塵設備	<u>24.72</u>	<u>98.08</u>	<u>-0.0924</u>	<u>15.41</u>		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="3">対象額 適用区分 工種区分</th> <th colspan="2">300万円以下</th> <th>300万円を超え5億円以下</th> <th>5億円を超えるもの</th> <th rowspan="3">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2">下記の率とする。(%)</th> <th rowspan="2">(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th rowspan="2">下記の率とする。(%)</th> </tr> <tr> <th>A</th> <th>b</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水門設備</td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>21.30</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>47.16</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>-0.0533</u></td> <td rowspan="4" style="text-align: center;"><u>16.22</u></td> <td rowspan="4">鋼製付属設備は単独工事に適用</td> </tr> <tr> <td>鋼製付属設備</td> </tr> <tr> <td>ダム管理設備</td> </tr> <tr> <td>水管橋</td> </tr> <tr> <td>用排水ポンプ設備、除塵設備</td> <td style="text-align: center;"><u>23.83</u></td> <td style="text-align: center;"><u>105.57</u></td> <td style="text-align: center;"><u>-0.0998</u></td> <td style="text-align: center;"><u>14.30</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象額 適用区分 工種区分	300万円以下		300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの	備考	下記の率とする。(%)		(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)	A	b	水門設備	<u>21.30</u>	<u>47.16</u>	<u>-0.0533</u>	<u>16.22</u>	鋼製付属設備は単独工事に適用	鋼製付属設備	ダム管理設備	水管橋	用排水ポンプ設備、除塵設備	<u>23.83</u>	<u>105.57</u>	<u>-0.0998</u>	<u>14.30</u>	
対象額 適用区分 工種区分		300万円以下		300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの		備考																																																
		下記の率とする。(%)		(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																		
	A	b																																																					
水門設備	<u>21.89</u>	<u>44.73</u>	<u>-0.0479</u>	<u>17.14</u>	鋼製付属設備は単独工事に適用																																																		
鋼製付属設備																																																							
ダム管理設備																																																							
水管橋																																																							
用排水ポンプ設備、除塵設備	<u>24.72</u>	<u>98.08</u>	<u>-0.0924</u>	<u>15.41</u>																																																			
対象額 適用区分 工種区分	300万円以下		300万円を超え5億円以下	5億円を超えるもの	備考																																																		
	下記の率とする。(%)		(1)の算定式より算出された率とする。ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。(%)																																																			
	A	b																																																					
水門設備	<u>21.30</u>	<u>47.16</u>	<u>-0.0533</u>	<u>16.22</u>	鋼製付属設備は単独工事に適用																																																		
鋼製付属設備																																																							
ダム管理設備																																																							
水管橋																																																							
用排水ポンプ設備、除塵設備	<u>23.83</u>	<u>105.57</u>	<u>-0.0998</u>	<u>14.30</u>																																																			
(1) 算定式 [略]	(1) 算定式 [略]																																																						
表-3・7 ~ 表-3・11 [略]	表-3・7 ~ 表-3・11 [略]																																																						
第4 [略]	第4 [略]																																																						
第5 電気通信設備工事	第5 電気通信設備工事																																																						
1・2 [略]	1・2 [略]																																																						
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算																																																						
3-1 [略]	3-1 [略]																																																						
3-2 据付工事価格	3-2 据付工事価格																																																						
据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。	据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。																																																						

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表
 （下線部は改正部分）

- 1) [略]
 2) 間接工事費
 (1)・(2) [略]
 (3) 機器間接費 [略]
 イ [略]
 ロ 機器管理費
 a 機器管理費の積算は、(機器管理費対象額) × (機器管理費率) とする。
 b 機器管理費対象額は、製作工事価格中の機器単体費とする。
 c 機器管理費率は、表-5・2のとおりとする。
 d 機器の製作のみを行う場合、機器を支給する場合等には、機器管理費率は表-5・3に定める補正係数を表-5・2で算定した機器管理費率に乗じて得た率とする。

- 3) 一般管理費等
 一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。
 表-5・1 ・ 表-5・2 [略]

- (1) 算定式
 ① [略]

② 補正係数

表-5・3 機器管理費率の補正

種 別	補正係数
<u>機器製作及び据付調整を行う場合</u>	<u>1.0</u>
<u>機器製作のみを行う場合</u>	<u>0.5</u>
機器を支給する場合	0.5
<u>機器移設する場合</u>	<u>0.5</u>
<u>上記を複合した場合</u>	<u>補正係数算定式により算出された係数 (h)</u>

(注) [略]

$$h = \frac{E_a + (E_b + E_c + E_d) \times 0.5}{E}$$

ただし h : 補正係数

E : 対象額（機器単体費の合計） [単位：円]

E_a : Eのうち機器製作及び据付調整を行う機器の機器単体費計 [単位：円]

E_b : Eのうち機器製作のみを行う機器の機器単体費計 [単位：円]

E_c : Eのうち支給する機器の機器単体費相当額計 [単位：円]

E_d : Eのうち移設する機器の機器単体費相当額計 [単位：円]

(注) hの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

- 1) [略]
 2) 間接工事費
 (1)・(2) [略]
 (3) 機器間接費 [略]
 イ [略]
 ロ 機器管理費
 a 機器管理費の積算は、(機器管理費対象額) × (機器管理費率) とする。
 b 機器管理費対象額は、製作工事価格中の機器単体費とする。
 c 機器管理費率は、表-5・2のとおりとする。
 d 機器を支給する場合には、機器管理費率を補正するものとする。

- 3) 一般管理費等
 一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。
 表-5・1 ・ 表-5・2 [略]

- (1) 算定式
 ① [略]

② 機器管理費率の補正

[新設]

種 別	補正係数
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
機器を支給する場合	0.5
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

(注) [略]

[新設]

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表
(下線部は改正部分)

3-3 ~ 3-5 [略]

3-3 ~ 3-5 [略]